

第 1 章 総 則

| | |
|-------------------|---|
| 1・1 総則..... | 2 |
| 1・1・1 適用..... | 2 |
| 1・1・2 環境への配慮..... | 2 |
| 1・1・3 補則..... | 2 |
| 1・1・4 諸法令の遵守..... | 2 |

第 1 章 総 則

1・1 総則

1・1・1 適用

1. 管工事仕様書（以下「仕様書」という。）は、札幌市水道局が発注する管工事に係る契約書及び設計図書の内容についての統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の履行の確保を図るためのものである。
2. 仕様書に定めのない事項については、仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書（以下「特記仕様書」という。）及び札幌市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）により施工するものとする。
3. 仕様書等の適用にあたっては、「札幌市水道局工事施行規程」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これら監督、検査（工事しゅん功検査、部分検査等）に当たっては、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。

1・1・2 環境への配慮

受注者は、環境配慮指針（札幌市環境影響評価条例に基づく環境配慮指針）及び関係法令、条例等を遵守し、周辺地域の環境保全ならびに環境負荷の低減に務めるものとする。

1・1・3 補則

1. 各種提出様式について

札幌市水道局へ提出する書類は、「札幌市水道局工事等契約関係様式集」及び「第10章様式」によるものとする。

1・1・4 諸法令の遵守

1. 個人情報の取扱い

札幌市水道局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知りえた個人情報は全て札幌市水道局の個人情報であり、札幌市水道局の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。